

令和3年2月教育委員会臨時会 会議議事録

- | | | | |
|---|-------|--|---|
| 1 | 招集年月日 | 令和3年2月24日（水） | 午前9時 |
| 2 | 招集場所 | 大会議室 | |
| 3 | 出席者 | 教育長
教育長職務代理者
二番委員
四番委員 | 大場 健哉
高橋 明子
荒明 美恵子
遠藤 一幸 |
| 4 | 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
学校教育課主幹
教育総務課長補佐
学校教育課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
文化課長補佐
中央公民館長補佐 | 江花 一治
大瀧 浩信
武藤 幸意
植村 泰徳
松裕 裕美
栗城 由紀
小荒井 浩
穴澤 正志
安藤 茂
油井 弘美
高橋 淳
山中 雄志
鈴木 美智子
塚原 優郁 |
| 5 | 閉会 | 午前9時25分 | |

教育長 改めましておはようございます。

それでは、ただいまより令和3年2月の教育委員会臨時会を始めたいと思います。

開会時刻であります、午前9時ということでお願いいたします。

次に、2番の会期の決定に移ります。会期につきましては本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということですので、会期につきましては本日1日といたします。

続いて、書記の指名に移ります。

書記につきましては教育総務課の課長補佐の安藤にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしということですので、教育総務課の安藤課長補佐に書記をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続いて、4番喜多方市教育委員会教育長職務代理者の指名に移ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 教育委員会教育長職務代理者の指名でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきまして、教育長に事故があるときまたは教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されてございますので、教育長から指名をよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、私の方から指名したいと思います。教育長職務代理者については、荒明美恵子委員にお願いとしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

荒明委員 荒明です。よろしくお願いいたします。

教育長 続いて、5報告事項に移ります。

(1)教育長の報告ということで、報告第14号、損害賠償の額の決定及び和解についてを取り上げます。

事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 私から報告させていただきます。1ページをお開きください。報告第14号専決処分の報告について、令和3年3月市議会定例会に、別紙のとおり専決処分について報告したいとするのものです。2ページをお願いします。専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条

第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容としましては、3ページになります。

令和2年10月15日午後4時40分頃、喜多方市岩月町樫野字菅原1393番3地先の道路（市道三中東線）において、走行中の乗用車に、部活動中の喜多方市立第三中学校の生徒が蹴ったボールが当たり、相手方車両に損傷が生じたので、これに対する損害を下記のとおり賠償し、和解するものとするものです。

損害賠償額は206,811円で、相手方の住所及び氏名は記載のとおりであります。

本件については、損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。という条件であります。以上であります。

教育長 報告第14号について説明がありましたが、何かありましたらお願いします。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしということですので、報告第14号はこの程度にしたいと思います。

続いて、6審議事項に移りたいと思いますが、加筆訂正等あれば事務局よりお願いします。

教育総務課長 加筆修正はありませんので、よろしくお願いします。

教育長 加筆修正はないということですので、議案第50号喜多方市指定文化財の指定についてを上げます。

教育長 文化課長

文化課長 議案第50号をご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

喜多方市指定文化財の指定についてでございます。

11月の教育委員会定例会において諮問について可決されたことから、文化財保護条例の規定に基づき文化財保護審議会へ諮問し令和3年1月29日付けで答申があったため下記の文化財を喜多方市指定文化財に指定したいとするものであります。

指定したいとする文化財につきましては、熱塩加納町板ノ沢地区の木造虚空蔵菩薩坐像でございます。

答申、指定事由につきましては5ページからに記載のとおりですが、この木造は地区の歴史と文化、信仰を伝える貴重な作例であり、将来に伝えるためにも指定が必要であるとの事由、答申の内容でございました。

なお、指定する文化財の詳細につきましては、7ページ、8ペ

ージに記載のとおりでございます。

説明については以上です。

教育長 事務局より、議案第50号喜多方市指定文化財の指定についての説明がありましたが、ご質問やご意見はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長 異議なしということですので、議案50号については、原案のとおり可決したいと思います。

文化課長 申し訳ありません。訂正がございます。4ページの議案第50号の提出の日付が、令和3年2月29日となっておりますが、令和3年2月24日と訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

教育長 それでは、4ページの議案第50号の提出の日付が、令和3年2月29日となっておりますが、令和3年2月24日と訂正をお願いいたします。

議案50号については、原案のとおり可決することといたします。

教育長 続きまして、その他の令和2年度喜多方市立小・中学校卒業式についてに移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 申し訳ありません。その前に一つ訂正があります。こちらの日付の訂正ですが、先ほどの教育長の報告で報告第14号の3ページで、専決処分の日付が、2月25日となっておりますが、既に2月9日に専決処分を行っておりますので、2月9日と訂正をお願いします。

2ページの議会への提出日が2月25日であります。大変失礼いたしました。

では、令和2年度喜多方市立小・中学校卒業式について説明させていただきます。

机上にお配りしました別紙で説明させていただきます。

令和2年度喜多方市立小・中学校卒業式の出席者につきましては、別紙に記載させていただいたとおりであります。開催日時は中学校が令和3年3月12日金曜日、小学校が令和3年3月23日火曜日で、開式時間はそれぞれの学校に記載のとおりであります。服装は、礼服に白ワイシャツ、白ネクタイをお願いします。校内での履物は、学校のスリッパとなります。

入場は、開始時間の概ね10分前に廊下へ整列し、体育館へ向かいます。

なお、市長及び議長の祝辞は見合わせておりまして、お知らせをしているところであります。

教育長 小・中学校卒業式につきまして、事務局より説明ありましたが、委員の皆さまよりご意見、ご質問はありませんか。

高橋委員 告辞を読み上げるときは、マスクをしたままで大丈夫ですか。

学校教育課長 校長の式辞等もマスクなしでもということで通知しております、学校ごとの対応ということになります。

教育長 なお、当日学校で確認していただきたいと思います。
ほかにありませんか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

生涯学習課長 それでは、次の令和２年度ホストタウン交流事業（国のオリパラ基本方針推進調査事業）の実施状況についてを取り上げます。

生涯学習課長 令和令和２年度ホストタウン交流事業（国のオリパラ基本方針推進調査事業）の実施状況についてご説明をいたします。

生涯学習課長 当事業につきましては、昨年10月の教育委員会定例会において、ご説明いたしましたが、２月21日をもって最終事業が終わりましたので、ご報告するものであります。

生涯学習課長 別冊の１ページをお願いします。

生涯学習課長 今年度のホストタウン交流事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が１年延期され、また日本と米国間の渡航制限されていた状況にあったことから、すべての事業を中止しましたが、内閣官房オリパラ事務局が実施する「オリパラ基本方針推進緊急調査事業」に手を挙げ採択を受けましたことから、姉妹都市ウィルソンビル市とのオンラインによる交流会や、小中学生を対象としてオンライン講座等の取組を実施したものであります。

生涯学習課長 なお、本調査事業に係る費用は、内閣官房オリパラ事務局が委託事業者を通じて行うため、市の予算措置はありません。

生涯学習課長 １の中止した交流事業ですが、ご覧の(1)から(4)まで予算はすべて取り下げております。

生涯学習課長 ２の国のオリパラ基本方針推進調査事業により実施した取組ですが、(1)の喜多方市・ウィルソンビル市オンライン交流事業は３回実施し、第１回交流会は、喜多方シティエフエムにおいて、喜多方高校、喜多方東高校とウィルソンビル高校で日本語を学ぶコースの生徒とウィルソンビル市の関係者により、オンライン（ZOOM）を利用して、自己紹介や学校紹介、生徒同士の夢や今後の交流について、情報交換や意見交換を行いました。スポーツや趣味など共通の話題があり、思ったより意思疎通があり交流ができた。ということで、これからもオンライン（ZOOM）を利用して、交流を

したいと言う声をいただいております。

2 ページをお願いします。第2回交流会では、会津喜多方国交流協会4名とウィルソンビル市姉妹都市諮問委員会12名の全体で16名の参加であります。これまでウィルソンビル市国際交流協会があり交流をしまいましたが、ウィルソンビル市の行政機関の中に諮問委員会が設立されて、その設立の経緯や今後の交流事業の進め方などについて意見交換を行いました。教育、今まで中高生の派遣を行ってまいりましたが、さらに産業、農業というところまで範囲を広げ交流をしたいという意思の確認をしたという内容でありました。

第3回交流会では、喜多方市長、教育長とウィルソンビル市長、シティマネージャー・アシスタントといたしまして、副市長補佐のような方が参加しまして、コロナ禍による両市の姉妹都市交流の進め方や、ポストコロナの中高生の相互交流について意見交換を行い、先ほども言いましたが、今後さらに範囲を広げ交流をしたいということでもあります。

次に3ページの米国に親しむオンライン講座であります。小中学生を募集して、熱塩加納町在住のヤマグチ・マイケル氏を講師にオンラインで、アメリカのことについて講座をしていただいたという内容であります。

次の米国の国旗・国歌オンライン講座は塩川中学校音楽室において、塩川中学校の合唱部の生徒を対象に3回行いました。内容としては、ソプラノ歌手の方によるオンライン指導で、国歌の歌唱指導について2回、国旗の歴史を学ぶことについて1回指導をしていただきまして、10月24日の塩川中学校の文化祭で発表をしたというものであります。

次に4ページの本調査事業の取組状況の情報発信であります。2月20日土曜日に、福島民報、福島民友の新聞紙面に掲載していただきましたが、ウィルソンビル市とのこれらの交流事業を事業の成果について、紙面を以って周知したというものであります。

最後に米国ホストタウンオンラインシンポジウムへの参加であります。2月21日日曜日に、米国をホストタウンとする自治体、喜多方市、世田谷区、船橋市、中津川市の4自治体が参加し、オンラインシンポジウムが開かれ、本市を代表して喜多方高校のボート部の生徒が参加し英語でスピーチを行いました。2019年の米国ボート協会選手等とのホストタウン交流事業に対する感謝の気持ちを伝え、東京大会後の交流を今後も続けて行きたいなど

英語でスピーチを行ったものです。これにつきましても昨日新聞に掲載していただいたところであります。

以上、今年度につきましては、人の行き来ができないということで、オンラインによるホストタウン交流に関する事業でしたが、これですべて終了いたしました。

説明は以上です。

教育長

令和令和2年度ホストタウン交流事業について、説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、令和令和2年度ホストタウン交流事業についてはこの程度とします。

教育長

次に進みます。8の連絡事項ですが私からは特にありませんが、委員の方から何かございますか。

高橋委員

先ほど説明のあった、車にボールが当たったかった件、けが人がいなくてよかったのですが、何か再発防止の取組はされたのでしょうか。

学校教育課長

先ほどの事案ですが、部活中に生徒のキックミスをしたボールがネットの上を越えて校庭の外に出て車に当たったということで、ネットをこれ以上高くすることも、なかなかできない状況でありましたので、生徒への注意喚起をしっかりとっていく取り組みを行なったところであります。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育長

それでは、(2)事務局からということですが何かありますか。

（「ありません」の声あり）

それでは以上をもちまして、令和3年2月の教育委員会臨時会のほうを終わりたいと思います。

なお、閉会時刻は午前9時25分ということでお願いします。

ありがとうございました。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐